

## 裁判所に提訴

島根県に1校しか設置しないという厳しい設置基準を信じて開校した仁多学園は、開校後間もなく「規制緩和するなら福祉専門学校同様、開校しなかった」と厚生省に抗議し、国が約束を踏みにじった重大な方針転換をしたことは、信頼保護の法に反するものであるとして、国を相手に裁判所に提訴した。

福岡の柔道整復師養成校は、大阪以西に1校もなく、国の敗訴は当然であるが、PT・OTの養成校は、国の設置基準により各県に既に適正に設置されており、特にPT・OTの場合医師の指示のもとでしか仕事が出来ない特殊な規制がかかっており、現在のところPT・OTはまだ就職先はあるものの、規制緩和後に新設校の認可により入学定員も増員されており将来卒業しても就職先が無いことが懸念され、PT・OTは規制緩和する職種ではない点について強く訴えたが、4年間にわたる16回の公判を経て裁判所は国の言い分を認め、極めて実状を把握しない請求棄却の判決を行った。

控訴も視野に検討したが、訴訟を始めてから4年間が経過し、平成10年開校時全国でPT定員3,860名、OT定員3,205名であったものが、新しく、PT・OT専門学校、大学が既に認可・開校し平成18年にはPT定員10,267名、OT定員6,823名とPTは2.6倍、OTは2.1倍となり、現在募集定員が満たず募集停止した養成校も出ている現状を踏まえ、これ以上上告し争っても判決まで長い年月を費やすことや、また、多くの学校が既に開校されている以上、今後厚生労働省、文部科学省に対して、PT・OTにも医師のもとでしか仕事が出来ない制約を無くし、個人で医療行為が出来るように開業権を与えるなど、卒業生達が社会に貢献していけるよう、責任ある対応を求め、PT・OT養成校が健全な運営をするため、理学療法士・作業療法士学会等と連携し課題打開のため運動を展開していくこととし、大局的な見地からやむなく控訴を見送ることとした。

本学院は完備した施設と教授陣も揃っており、優秀な医療技術者を全国に送り出す立派な学院運営を目指し更に努力して参ります。

初公判以来4年余にわたり傍聴などご支援頂いた方々に衷心より感謝とお礼を申し上げ経過についての報告とします。

理学療法士養成学校設立数集計表

		H9年迄	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年6月現在
学校数	年度内	79	9	5	13	16	21	16	11	16	10
	累計	79	88	93	106	122	143	159	170	186	196
定員数	年度内	3,510	350	180	700	810	1,296	686	615	970	1,150
	累計	3,510	3,860	4,040	4,740	5,550	6,846	7,532	8,147	9,117	10,267

作業療法士養成学校設立数集計表

		H9年迄	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年6月現在
学校数	年度内	76	12	4	11	13	14	11	9	7	3
	累計	76	88	92	103	116	130	141	150	157	160
定員数	年度内	2,705	500	135	530	670	790	480	475	280	258
	累計	2,705	3,205	3,340	3,870	4,540	5,330	5,810	6,285	6,565	6,823

# 島根リハビリテーション学院の開校と訴訟について

## 養成校設置の経緯

平成4年、若者定住と地域の活性化を図るため、広島福祉専門学校を誘致すべく、3年間、老人保健施設へ研修生を受け入れ、設置に向け誘致校と協議を進めていたが、福祉専門学校は設立申請のみで設置ができることから、その間に、松江市、出雲市、広瀬町で開校し、旧仁多町の立地から将来学生の確保が困難と考え福祉専門学校の誘致は断念した。

一方、当時、尾原ダム建設に伴い尾原ダム対策同盟の要請に基づき、三成・大畑・佐白の三団地に水没移転者全員の宅地・畑地等を造成し用地を整備したが、移転用地決定の段階で14戸(1戸当たり宅地、畑600坪)の方が町外移住希望に変わり、8,400坪の残地が発生、その処分が町の大きな課題となった。

残地の処理については町営住宅か寄宿舍しか考えられず、専門学校を誘致し寄宿舍用地として処理する方向で検討している時に、理学療法士(PT)・作業療法士(OT)の養成校は、厚生省の設置基準が厳しく、島根県内にはPT40名、OT40名1校しか認可しない旨を国が明言したため、引き続きPT・OTの専門学校の設置に向け設立準備室を設け開校に向け検討・協議に入った。

平成9年、島根県としては出雲部・石見部にそれぞれ1校の設置を厚生省に要請し、出雲部から仁多学園が申請した後、松江医療福祉専門学校、斐川町コンピューター専門学校が、石見部から三隅町実教学園が申請した。

国、県は、仁多学園PT40名、実教学園OT40名とし、出雲部の他の2校は設置申請を取り下げた。

仁多学園としては、PTのみの養成校では学校運営は出来ないため、国、県と再度協議の結果、仁多学園はPT40名をPT30名・OT30名に、実教学園はOT40名をPT30名、OT20名と定員を減らして認可し、平成10年4月それぞれ開校した。その結果、多くの若者達が旧仁多町で勉学に励み町内の活性化をもたらした。

一方、これに先だって福岡の柔道整復専門学校設立準備室から国に対し、柔道整復師(整骨院)の開校申請が出されたが、当時の厚生省の厳しい設置基準により国は開校申請を認めず許可しなかったため、福岡柔道整復専門学校設立準備室は大阪以西に柔道整復師の養成校が1校もなく、国が認可しなかったことに対し、裁判所に提訴した結果、平成10年に国の敗訴判決が出たことにより国は開校を認可、これを機に医療関係専門学校、大学の厳しい設置基準を改め、PT・OT養成校もあわせて届出制による規制緩和する方針転換を行った。

この規制緩和により、国は松江医療福祉専門学校の外全国各県に多くのPT・OT養成校の認可を行った。